

職発 0421 第 2 号  
能発 0421 第 2 号  
平成 28 年 4 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事

殿

各 都 道 府 県 労 働 局 長

厚 生 労 働 省 職 業 安 定 局 長

職 業 能 力 開 発 局 長

平成 28 年熊本地震に係る離職者に対する職業転換給付金制度の適用等について

平成 28 年熊本地震に係る離職者対策として、当該災害により離職を余儀なくされた者等に対する公共職業訓練、求職者支援訓練及び職場適応訓練（以下「公共職業訓練等」という。）並びに広域職業紹介活動等を効果的に実施するため、被災地域を雇用対策法施行規則（昭和 41 年労働省令第 23 号）第 2 条第 2 項第 4 号、同項第 4 号の 2 及び第 3 条第 1 項第 3 号の 4 にいう「激甚な災害を受けた地域」として指定するとともに、その運用に関する事項について下記のとおり定めたので、取扱いに遺漏なきよう特段の御配慮をお願いする。

記

第 1 「激甚な災害を受けた地域」の指定について

「職業転換給付金制度の実施について」（昭和 41 年 7 月 21 日付け職発第 437 号）記の 2 の（3）の規定に基づき、雇用対策法施行規則第 2 条第 2 項第 4 号、同項第 4 号の 2 及び第 3 条第 1 項第 3 号の 4 にいう「激甚な災害を受けた地域」として別紙一覧の地域を指定する。

## 第2 職業転換給付金制度の適用について

### 1 訓練手当について

「訓練手当支給要領(都道府県)」(昭和41年7月21日付け婦発第269号・職発第442号・訓発第137号別添1)2の(1)ハ及びニに規定する激甚な災害を受けた地域(第1において指定する地域。以下、同じ。)において就業していた者であって、当該災害により離職を余儀なくされたもの及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。))及び小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。))を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であって、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。)(以下「被災離職者等」という。))が、公共職業安定所長の職業訓練の受講の指示(以下「受講指示」という。))により公共職業訓練等を受講した場合に、訓練手当を支給する。

なお、被災離職者等に係る受講指示並びに公共職業訓練等については、以下の(1)から(4)に留意すること。

#### (1) 被災離職者等に係る受講指示について

被災離職者等については、「職業訓練受講指示要領」(昭和56年6月8日付け職発第320号・訓発第124号別冊2の9)1の(2)及び(3)に基づき、平成28年4月21日以降、受講指示の対象者となる。

#### (2) 被災離職者等に係る公共職業訓練について

被災離職者等に係る公共職業訓練については、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第11条に規定する短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるものに限る。)の普通職業訓練(同規則別表第4に定めるところにより行われるものその他訓練期間が2箇月以上のもの又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に基づき公共職業訓練能力開発施設が行うとみなされた委託訓練に限る。なお、通信により行われるものを除く。)として、平成28年4月21日から平成29年4月20日までの間に開始されるものを対象とする。

なお、訓練科が訓練期間1年の普通課程の普通職業訓練である場合であっても、これを短期課程の普通職業訓練として実施することができる。

#### (3) 被災離職者等に係る求職者支援訓練について

被災離職者等に係る求職者支援訓練については、平成28年4月21日から平成29年4月20日までの間に開始されるものを対象とする。

#### (4) 被災離職者等に係る職場適応訓練について

被災離職者等に係る職場適応訓練については、平成 28 年 4 月 21 日から平成 29 年 4 月 20 日までの間に開始されるものを対象とする。

なお、1 にいう、「激甚な災害を受けた地域において就業していた者」については、当該地域内の事業所において雇用されていた者のほか、同地域内の自営業者・家族従業者であった者及び同地域内で農林漁業に従事していた者を含むものである。

## 2 広域求職活動費について

広域求職活動費支給要領（昭和 56 年 6 月 8 日付け職発第 320 号・訓発第 124 号別冊 2 の 3）1 の（1）ニ、ホ及びへに規定する被災離職者等及び激甚な災害を受けた地域内に居住する者（当該災害により当該地域外に住所又は居所を変更している者を含み、当該災害の発生の後に当該地域内に居住することとなった者を除く。）のうち、公共職業安定所長が当該災害により当該地域内において就職することが著しく困難であると認める者について、同支給要領の 1 の（2）の公共職業安定所長の指示により広範囲の地域にわたる求職活動が行われた場合には広域求職活動費を支給する。

## 3 移転費について

移転費支給要領（昭和 56 年 6 月 8 日付け職発第 320 号・訓発第 124 号別冊 2 の 4）1 の（1）ニ、ホ及びへに規定する被災離職者等及び激甚な災害を受けた地域内に居住する者（当該災害により当該地域外に住所又は居所を変更している者を含み、当該災害の発生の後に当該地域内に居住することとなった者を除く。）のうち公共職業安定所長が当該災害により当該地域内において就職することが著しく困難であると認める者について、同支給要領の 1 の（2）の全ての要件を満たす場合に移転費を支給する。

## 第 3 都道府県労働局間の連携について

第 1 において指定する地域を管轄する公共職業安定所が他の都道府県内の能力開発施設において行われる訓練科目に受講指示を行おうとする場合等にあつては、当該被災離職者等が居住している地域を管轄する都道府県労働局職業安定部主務課と受講指示を行おうとする能力開発施設を管轄する都道府県労働局職業安定部主務課との間であらかじめ相互に密接な連携を図ること。

また、第 1 において指定する地域以外の都道府県に居住している被災離職者等に対して、同都道府県内の公共職業安定所が受講指示を行おうとする場合等は、当該被災離職者等が被災当時に居住していた地域を管轄する公共職業安定所と必要に応じて連携すること。

(別紙)

都道府県	適用市町村	都道府県	適用市町村
熊本県	熊本市 八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 下益城郡美里町 玉名郡玉東町 玉名郡南関町 玉名郡長洲町 玉名郡和水町 菊池郡大津町 菊池郡菊陽町 阿蘇郡南小国町 阿蘇郡小国町 阿蘇郡産山村 阿蘇郡高森町 阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 上益城郡御船町 上益城郡嘉島町 上益城郡益城町 上益城郡甲佐町 上益城郡山都町 八代郡氷川町		葦北郡芦北町 葦北郡津奈木町 球磨郡錦町 球磨郡多良木町 球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡相良村 球磨郡五木村 球磨郡山江村 球磨郡球磨村 球磨郡あさぎり町 天草郡苓北町

当該地域の指定期間は、平成 28 年 4 月 21 日から平成 29 年 4 月 20 日の間とする。